

○財務省告示第二百五十六号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十八年八月八日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百二十四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けけるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五								
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の								
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格	行 争 非 者 特 国 入 札 格							
額	入 札 競	入 札 競	入 札 競	入 札 競	入 札 競	入 札 競	入 札 競							
面	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場	第 I 加 場							
金	競 I 加 場	競 I 加 場	競 I 加 場	競 I 加 場	競 I 加 場	競 I 加 場	競 I 加 場							
千		三	八	四	額	円	額	募	各	当	も	各	価	一
万		千	千	兆	面	面	面	限	国	て	の	申	格	国
円		八	百	百	金	金	金	の	債	る	か	込	競	債
		百	十	十	額	額	額	応	市	。	ら	み	争	市
		一	億	億	で	で	で	募	場	そ	の	の	入	場
		億	九	八	三	四	三	額	特	の	の	ち	札	特
		九	千	千	千	兆	千	を	別	応	ち	募	発	別
		千	九	九	八	九	八	割	参	募	募	額	行	参
		九	百	百	百	十	十	り	加	額	を	を	「	加
		百	十	十	十	七	七	当	者	を	順	順	と	者
		十	二	二	七	十	十	て	ご	次	次	割	い	・
		二	万	万	八	八	八	る	と	割	り	高	う	第
		万			千	千	千	。	の	り	い	い	。	I
					億	億	億	各	応				。	非
					円	円	円	申	。					

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
十一	発行価格	平成二十八年八月八日
十二	国債市場	額面金額百円につき百円四銭六厘四毛
十三	特別参加	額面金額百円につき百円五銭二
十四	償還金額	償還金を支払う。
十五	場所	日本銀行
十六	払込期日	平成二十八年八月八日

平成二十八年十一月七日

ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。

財務大臣から通知を受けた者